

宛 て 先	矯正局長 殿 東京矯正管区長	発 信 人	新刑乙発第51号 令和3年2月12日 新潟刑務所長
-------------	----------------------	-------------	---------------------------------

受刑者自殺事故速報

1 事故発生日時及び概要

- (1) 令和3年2月5日（金）午後零時25分頃、当所 [REDACTED]において、同階勤務職員担当職員看守部長 [REDACTED]（以下「[REDACTED]看守部長」という。）が、同階第1室方向から同階 [REDACTED] 方向に向かって、順次、回覧新聞の配布を行っていき、同 [REDACTED] 方向から同第1室方向へ戻った際、同階 [REDACTED] に収容されている [REDACTED] 受刑者 [REDACTED]（以下「事故者」という。）の居室を視察すると、事故者が、2本のタオルを連結し、その一端を洗面台の水道蛇口に結び付け、もう一方を輪状にし、同輪に自己の首を入れ、洗面台側に背を向けて足を伸ばした状態で座るような姿勢でい首しているのを発見したため、非常ベル通報した。
- (2) 同時26分頃、統括矯正処遇官（第二担当）[REDACTED]ほか数名の職員が現場に駆け付け、事故者居室を開扉して入室し、複数名の職員が [REDACTED] 事故者を仰向けにした後、事故者の意識及び自発呼吸を確認したものの、確認できなかつたため、心臓マッサージを開始した。また、同時28分頃、事故者の身体にAEDを装着し、作動させたが、電気ショックの必要はなく、心臓マッサージを継続するようメッセージが流れたことから、心臓マッサージを継続した。
- (3) 同時29分頃、救急車を要請し、同時38分頃、救急隊員が同室前に到着したところ、同時41分頃、医務課長の指示により、点滴を開始し、アドレナリン（1ミリグラム×2本）を注射した後、同時56分頃、救急隊員が事故者に自動心臓マッサージシステムを装着して救急車に乗せ、同1時12分頃、外部医療機関に向けて出発し、同時18分、[REDACTED]に到着したものの、同時25分、同病院の医師により死亡が確認された。
- (4) なお、本件事案発見前の事故者の直近の動静については、同日午後零時6分、同階副担当職員看守 [REDACTED] が事故者に対し、[REDACTED] その際、変わった様子は認められなかつた。

2 事故者名等

- (1) 身 分 [REDACTED] 受刑者
- (2) 氏 名 [REDACTED]
- (3) 生年月日 [REDACTED]
- (4) 罪 名 [REDACTED]
- (5) 刑名・刑期 [REDACTED]

(6) 刑の起算日

(7) 刑の終了日

(8) 入所度数

(9) 制限区分及び優遇区分

(10) 行状の良否

(11) 住 所

(12) 国 籍

3 推定事故原因

詳細について調査中であるが、同事案発生後、事故者の居室検査を実施したが、

4 事故に対し採った処置

(1) 上記1記載のとおり、同年2月5日午後零時26分以降、非常ベル通報により複数の職員が事故者の居室に駆け付け、事故者の居室を開扉して入室し、複数名の職員が事故者を仰向きの状態にした後、心臓マッサージを実施するとともに、救急車の出動を要請し、外部医療機関に搬送した。

(2) 同1時26分、新潟地方検察庁宛て事故者が死亡した旨を通報するとともに、同時35分、新潟県警察江南警察署に事故者が死亡した旨を通報した。

(3)

(4) 同4時34分から同55分までの間、当所において、新潟地方検察庁副検事ほか1名及び江南警察署刑事課長ほか3名により現場検証が実施された。

(5) において、同検察官等による司法検視と併せて、行政検視を実施した。なお、こととなった。

5 その他

(1) 当所の収容定員は、947名であるところ、事案発生日の収容人員は、559名であった。

(2) 同年2月6日午後2時5分、報道機関への公表を行ったところ、合計7社（新潟日報ほか6件）から電話による取材があり、同月7日、新潟日報新聞に新聞報道（朝刊）があつたほか、インターネットに関連記事が掲載された。